

《研究ノート》

生きることと選ぶこと

——決定論との軋み

大庭 健*

1. 生きるとは、選択を重ねること

朝に目覚めたとき、すぐ起きるか・もう少し横になっているかという選択からはじまって、生きていくことは、様々な選択を重ねていくことである。そのように選択するとき、することも・しないことも可能であり、かつ、そのどちらになるかは自分の選択次第だ、と経験されている。すなわち、少なくとも各人の行為・態度にかんするかぎり未来は、(1) 複数の両立しえない選択肢がともに可能であり、かつ(2) そのどちらが実現するかは、たんに未知・不確定なのではなく・当人の選択にかかっている、という意味で「**実践的に開かれている** (open 未決である)」と経験されている。

これは、我々の経験の事実であり、今日にいたるまで人々は、懐疑論者をもふくめて実生活では、未来がこのように実践的に開かれてあることを前提して、思考し選択してきたし、我々もまたそう生きている。なるほど、時としてはただ呆然として、自分の身に何が起こるかを待っているしかない、ということもありえよう。しかし、そのように、のべつ文字通り“成るように成るだけ”なら、そうした在り方は、およそ行為者 (agent) で

*専修大学文学部教授

あることとは相容れない。行為者とは、あくまで実践的に開かれた未来を前にして、熟慮し選択する主体である。

そうした我々にとって、未来が実践的に開かれていることは、経験の事実であるにとどまらず、存在論的な事実だと思われる。なるほど過去の事態は、実際に起きた通りの一通りの仕方でききたし、過去の状態から続く時点での状態への推移もまた、実際に起きた通りの仕方でききたことは確定している。しかし未来にかんしては、少なくともこれからしようとする行為・とらうとする態度にかんしては、複数通りが可能なのだから、現在から未来への推移は複数の方向に分岐しており、過去・現在の事実をどう集めても必ずこう推移すると決まっているわけではない……。このように未来への経路は、たんに我々の経験においてのみならず、いわば存在の側で、実際に分岐しているとする存在論は、われわれの日々の思考の大前提になっていよう。

ところが「科学の成功」を光背とした因果的な決定論 (causal determinism) によれば、過去・現在・未来のどの時点をとらうとも、その時点での状態は、先行する諸事実と自然法則によって因果的に一通りに決まる、という。過去の状態からその次の状態へ、そこから現在の状態へという推移が、分岐することなく単線で繋がっているように、現在から未来への推移もまた分岐することはない。なるほど人類のこれまでの経験において、未来は「実践的に開かれている」と実感されてきたとしても、それは所詮ある段階のホモ・サピエンスに生じた印象にすぎず、客観的には、過去から現在への経路が一通りであったのと同じく、未来もまたはつねに通りの決まった仕方でききる、というのである。

したがって、と決定論者は続ける、未来の分岐という経験が積み重ねられてきたとしても、その経験は、もっとも単純には未来の予測に必要な情報が完全には獲得できないことに起因する「予知の不確実性」であるか、あるいはもう少し複雑な機構を経てであるか、いずれにせよ人間における

認知の構造に由来する認識論的「非決定性」であって、存在論的「非決定性」ではない、云々。

そうすると朝目覚めたとき、すぐ起きるのも・もう少しだけ横になっているのも両方ともありなのだが・・・と選択に迷っているときでも、因果的決定論にしたがうなら、結局どうすることになるかは、目覚めるに到るまでの過去の事実全体と、人間の生理・心理を司っている法則によって、一通りに決まるのだから、経験の現象学がどうであれ、未来は開かれている（未決である）というのは、所詮、主観的な想念つまりは幻想にすぎず、したがって「本人次第」という意味での「選択」という概念自体もまた、「背後霊」等々と同様に空想でしかない、ということになる。果たして、本当にそうなのだろうか。

見られるように、問題は錯綜している。それは、問題それものがすこぶる厄介なだけではなく、問題を構成している諸概念が、たとえば「過去・現在・未来」「因果」「決定」「可能」等々、そのどれ一つをとっても形而上学において長らく争われ続けてきた根本問題だからである。したがって、ここで右の問に正面から立ち向かうことはできないので、

決定論が真だとしたら、未来は（先に見た意味で）**実践的に開かれている**というのは、主観の側に生じている想念にすぎないという主張が、いかにして・どこまで説得的か、ということを考えてみたい。

そういう次第で本稿の論題は、自由と決定論との両立可能性、もう少し限定して言えば、“他のようにも出来る”という**代替的選択の可能性** (alternative possibility) という意味での自由と、因果的な決定論との関係になるが、ここでは決定論を認めたくえで未来が開かれているという経験を説明しようとする試みについて少しだけ考えてみたい。

2. 古典的な両立可能論と、その隘路

“他のようにも出来る”自由と決定論は両立する、と主張する両立可能論 (compatibilism) は、必ずしも一枚岩ではないが、もっとも素朴かつ古典的な両立可能論にあっては、“他のようにもできる”という代替的選択の可能性はむしろ自明とされ、因果的決定と自由の軋轢は、さほど深刻には考えられていなかった。これは今から振り返ると不思議とも感じられるが、理由のないことではない。というのも、古典的な両立可能論は、

自由とは、したいことをするのを妨げられていないこと、すなわち
拘束・強制の不在である

とする立場に立って、そこから因果的決定を考えていたからである。哲学的にみれば、近代以降の哲学での古典的な両立可能論は、まずは政治的・社会的な自由、つまり権利としての自由を論じ、「行為の自由・意志の自由」という哲学の問題もその延長上で考える、という傾向を帯びていた。これは、とりわけイギリス経験論での自由論の系譜に顕著に見られる。

実際、ホッブスに見られるような粗雑な断言はおくとしても、ロックもまたこう論じていた。いわく、ある人がドアに施錠された部屋に置かれ、そこにいる以外に何ら選択肢がなかったとしても、施錠されていることを知らずに、自分が見出した理由にもとづいて・自分の意志で部屋に居続けるなら、そこに留まることはその人の自由な行為である¹。これは、右のように、拘束・強制の不在に自由を見るという、むしろ法的な思考に親和的な、自由の捉え方のひとつの典型でもある。

もちろんロックのこの素朴な事例では、施錠という物理的な拘束が存在しており、部屋に置かれた哀れな人は、早晚そのことに気付くだろうから、自由が奪われていることは否応なく赤裸になろう。しかし、ここでデカルトならざる“ロックのデーモン”と勝手に私が名づけたデーモンにお出ま

し願って、ひと働きしてもらおうとする。部屋の外へ出るという選択肢が、その人の頭に浮かびそうになったら、すかさずデーモンが働いて、そのアイデアを揉み消し、しかもそれが浮かびかけたという痕跡すらその人の意識に昇らないように霧消させてくれる。ここまでくると、部屋に残されたわれらが主人公には、そもそも外に出ようというアイデアが全く浮かばないのだから、自分が外的に拘束されていて自発性が制約されているとは思えない。

話が先走ってしまうが、20世紀の後半にフランクファート(H. Frankfurt)は巧みな思考実験を繰り広げて、行為に責任があるといえるための条件と、代替的選択の可能性とを切り離すという、あらたなタイプの限定的な両立可能論の口火を切ったのだが²、彼の思考実験は、まさしく“ロックのデーモン”をSF的に敷衍して、脳神経技術者にデーモンの役を演じさせたものに他ならない。この思考実験に触発された新たな議論については後に考えるとして、話を因果的決定論との関係に戻すと、次のようになる。

こうした思考実験をさらに進めて、行為者の脳神経系への干渉が、“ロックのデーモン”やフランクファートの脳神経技術者といった、当人とは別個の存在者によってではなく、当人自身の脳神経系のこれまでの来歴に由来する、としてみよう。つまり、何らかの意図なりが生成しそうになると、それ以前の脳神経系の活動の累積が作動して、これまでの来歴と一定の関係にある意図以外はすべて生成の途上で抑止され、特定の意図だけが形成される、とする。事態がここまで来れば、当人の脳神経系の活動のモニター・活動への介入は、以前の状態と生理・心理的な法則による「因果的決定」と区別できまい。

そうするとロックのシナリオで部屋に残された人が、ドアの施錠ゆえに実現できないような意図を抱かない限り、自由を剥奪されているとは思わないのと同様に、決定論が真だとしても、因果的な決定ゆえに実現不能であるような意図を抱かないかぎり、自由が脅かされていると考えるには及

ばない、という話になりうる。というのも古典的な両立可能論にあつては、**自由の反対概念は強制**であつて**必然ではない**という暗黙の大前提から話が始まったからである。こう考えると、古典的な両立可能論者が、因果的決定論が自由を脅かす可能性にかんして楽観的であつた、ということも得心が行こう。

しかし、いかに外的な強制・拘束の不在に焦点を合わせるにせよ、すぐ起きるか・もう少し寝ているかは“自分次第だ”という経験が、自由と無関係だとするのは至難であろう。そもそも物理的な束縛や脅迫、身体のマヒや心理的な強迫、あるいは中毒といった「外的」な拘束によって自由が奪われるのは、それに先立って“こうしようと思う”という意欲があつたからである。まず、自分はこうしたいと思うことがあるからこそ、それができるか否かが、自由の問題になつたはずである。しかるに、したいと思つてもいないことを**強いられる**ということは、その遂行を差し控えるという代替的選択が封じられている、ということである。したがつて、束縛の不在は**代替的選択の可能性と無関係だ**、と言ひ募ることはできまい。

このことは、したいと思つたことをするという**行為の自由のみならず**、何をしたいと思うか、という決断あるいは**意志の自由**にもあてはまる。したいと思うこと自体が、そう思うように強いられているのだとしたら、思つたことを遂行することへの拘束の有無を論じてみてもおよそ無意味であろう。実際、古典的な両立可能論にあつても、催眠や洗脳などによって意図の生成が強いられることは、身体のマヒや拘禁と同様に、自由を脅かす強制と受け取られてきたのである。

このように動作であれ意図であれ、強いられていないということは、すなわち、強いられるならそれを遂行せずに、むしろその遂行を拒む、という代替的選択が可能であることを含意する。そうだとしたら、自由を論じるにあつて、いかに拘束の不在に焦点を合わせるにしても、“他のようにもできる”ことを無視することはできまい。それでは。この代替的選択

の可能性は、古典的な両立可能論では、どう考えられてきただろうか。

3. 条件法分析

目覚めたとき、どうしようか迷いつつも私はしばらく横になっていたのだが、別にベッドに拘禁されてもいなかったし催眠にかけられてもいなかった。このように自分の行為がなんらかの拘束のもとで強いられたものでなかったという事実を、私たちは「もしその気になれば、すぐ起きることもできた」という条件文を用いて理解し表現する。そして古典的な両立可能論によれば、強いられてはいなかった、すなわち代替的選択も可能だった、ということは

もし、別のように選択したなら、そうすることを妨げるものはなかった

という条件文で述べられる、拘束・強制の不在を意味する。いわゆる代替的選択の可能性の「条件法による分析 (conditional or hypothetical analysis)」である³。

ところで、こうした条件文は、われわれの行為・態度にかんする言明としては、もともと何らかの傾向性・能力が備わっていることを述べるのに用いられる⁴。水溶性という砂糖の傾向性 (disposition) は、直接に観察可能な特性をどれほど述べたてようとも、「もし、水につけたならば」という前件ではじまる条件文を用いなければ描けない。人の能力にかんしても同様である。「あの子は100メートルを13秒以内に走ることができる」という能力についての言明は、「もし、全力疾走したならば、13秒以内にゴールするであろう」という条件文を否定したなら、そもそも意味をもちえない。のみならず、その子が、これまでストップウォッチで計時しながら100メートルを走ったことは一度もないとしても、この条件文が成り立つ

なら、その能力が備わっていると語りうる。要するに事実の描写は直説法ですむが、能力を描くには、直説法でなく条件法を用いるしかない。

こうして古典的両立可能論にあつては、“他のようにもできた”という代替的選択の可能性は、“もしその気になれば”という形の条件文で分析される。そして、そのように分析できるということを介して、代替的選択の可能性は、**能力の問題**と位置付けられる。このことの含意は、小さくない。

そもそも能力にかんする主張は、特定の個別事象についての主張ではない。状態であれ出来事であれ、ある特定の位置・時点での個的な、いわばトークン事象ならば、自然法則にしたがって、先行する諸事象と因果的に繋がらう。したがって、そうした特定の個的事象の成否は、これまでの事実に照らして語りうるし、観察によって確証しうる。しかし、能力や傾向性は、そうした個的なトークン事象ではない。だからこそ、それは直説法でなく条件文で述べるしかなかった。こうした能力にかんする言明は、必ずしも過去の事実と法則から一通りの仕方で導出できるとも限らないし、過去の事実と法則によって一意的に検証ないし反証されえない。極端なことを言えば、「100メートルを13秒以内で走ることができる」という能力についての主張は、その子が一度も全力疾走をしたことがないとしても真でありうるし、逆にかつて何度も13秒以内で走った実績があったとしても偽でありうる。

こう考えてくると、古典的な両立可能論者が、因果的決定論の脅威をさほど深刻視せずいられたということも、かなり理解しやすくなる。“他のようにもできる”という代替的選択の可能性が、自由の構成要件であることは、古典的な両立可能論者にとっても否定しがたい。ところが、代替的選択の可能性は、“もしその気になっていたら”という条件文で分析しうるがゆえに、いうなれば存在論での様相概念であるよりも、むしろ傾向性・能力の問題だとされる。その結果、代替的選択の可能性と、因果的決

定論とは、いわば次元の異なる別個の論題であって、それらが論理的に矛盾しないかのように受け取ることも、少なくとも心理的には容易になる。これが、古典的な両立可能論者の楽観を支えていた最大の要因であろう。しかし、楽観は、やはり楽観でしかない。このことを改めて再確認しておこう。

4. 帰結論法

朝に目覚めたとき、“もう少し寝ていようか”という考えが浮かぶが、そのときには同時にまた、“いますぐ起きることもできるのだが”とも思っている。あるいは、実際にしばらく寢床にいた後でも、“あの時すぐ起きることもできた”と、われわれは思う。それぞれの時点で、それに続く未来は実践的に開かれている、ということわれわれはこのように「できる / できた」という法助動詞を用いて表現する。こうしたとき、古典的な両立可能論者にしたがえば、この法助動詞は、

もし、その気になれば / なっていたら、・・・している / いた
らう

という条件文で分析できる。

なるほど、そうした分析が与えてくれるのは、「だろう」という、時点を移動させたいで事態を描写する・未来の助動詞を伴う文であり、そこには「できる」という法の助動詞は消えており、法の助動詞で示唆される・直接に観察できないような性質は跡かたもない。しかし問題は、「その気になる」ことが可能かどうかである。そして、決定論が真であるなら、まさしくこの可能性が脅かされてこよう。

実際にはしばらくなお横になっているのを選択するときでも、“すぐ起き上がることもできるのだが”とわれわれは思う。しかし、決定論が真で

あるなら、横になっているほうを選択するという心理的な出来ごとは、先行する過去の諸事実と自然法則とによって、そうなるべくして生じたはずである。しかるに古典的な両立可能論によれば、そのときでさえ、「その気になれば、すぐ起きているだろう」という条件文が成り立つ、とされる。しかし決定論が真でも、この条件文は成り立つだろうか。

決定論によれば、先行する状態が決まれば、後続して起きる事態は、法則にしたがって必ず一通りの仕方では起き起こされる。“横になっている気になった”という出来ごともまた、先行する諸事実と法則ゆえに、分岐する余地なく起き起こされた。したがって、実際とは違って“すぐ起きる気になる”という出来事が起きるとしたら、先行する状態が違っていたか、あるいは自然法則が違っていたか、そのいずれかしか考えられまい。すると過去が確定しており、自然法則が貫徹しているかぎり、実際の行為とは違ったことをしようとする気になることは、したがって、あの朝“すぐ起きる気になる”ことも不可能ではないか。

この間を紛う方なく明瞭に突き出したのが、ヴァン・インワゲン (van Inwagen, P.) のいわゆる「帰結論法 (consequence argument)」であった⁵。この論法の骨子は、彼自身の当初の要約にしたがえば、こうである。「もし決定論が真ならば、われわれの行為は、自然の諸法則と、はるかな過去の出来事との帰結である。しかしわれわれの誕生以前に起きたことは、われわれには依存しないし (not up to us), 何が自然法則であるかもわれわれには依存しない。したがって、こうしたことども (われわれの目下の行為をもふくめて) も、われわれには依存しない」⁶。

こう論じる彼の議論は、当初の形から少しずつ修正を施されてきたが、ここではそうした詳細には立ち入らず、当初の眼目だけを確認しておく。話を見えやすくするために、彼にならって、必然性を表す通常の様相演算子“□”とは区別して、「誰にも左右できない (no one has choice about whether)」という決定能力についての演算子“N”を導入する⁷。

では、ある事態が必然的だということ (\square) と、誰もその成否を左右できないでということ (\neg) の間には、どういう関係が成り立つと考えるべきだろう。まず、**必然的に生じる**ことにかんしては、誰もそれを左右できない。これは否定し難しかろう。すると、いかなる事態 p についても、

$$\square p \text{ ナラバ } \neg p$$

という推論規則を立てえよう (ヴァン・インワゲンは、これを「規則アルファ」と呼び、それ以降、そう呼び慣わされている)。

つぎに、ある事態 p が生起することを誰も左右できないとき、その p が原因となって事態 q が惹き起こされるとする。すると、 q は、**誰も左右できないことが原因**となって生じるのだから、誰もまた q が起きるか否かを左右できないのではなかろうか。そうすると、いかなる事態 p, q についても、

$$\{\neg p \& \neg (p \rightarrow q)\} \text{ ナラバ } \neg q$$

という推論規則を立てえよう (これは、「規則ベータ」と呼ばれてきた)。

さて、自然法則すべてを L と書き、過去の事実の総体を P と書く。すると、どんな出来事 p についても、したがって“もう少し寝ている気になる”という心的出来事についても、決定論が真ならば、法則 L が成り立っているかぎり、事実 P に引き続いて p が生じるのは必然的である。すなわち、 $\square \{(P \& L) \rightarrow p\}$ 、したがって、

$$\square \{P \rightarrow (L \rightarrow p)\} \dots (1)$$

しかるに、自然法則ゆえに必然的に起きる事態にかんしては、誰も、その出来を左右できない。よって、(1) と規則アルファにより

$$\neg \{P \rightarrow (L \rightarrow p)\} \dots (2)$$

しかるに、誰も**過去を変える**ことはできない。すなわち、

$$\neg P$$

よって、規則ベータにより

$$\neg (L \rightarrow p) \dots (3)$$

また誰も**自然法則を変える**ことはできないのだから、

N L

したがって、(3)と規則ベータより

N p

すなわち、“私ことTOが、x日x時x分に、もう少し寝ていようという気になった”という事態にかんして、誰一人、したがって私もまた、それとは違う事態を生じさせることはできなかった。たんに事実として生じなかった、というのではない。そもそも法則の下での因果的必然性ゆえに、生じえなかったのである。

法則Lが妥当しており、過去Pを変えられないかぎり、pの生起を誰も左右できない。したがって、pをもたらした本人が「他のようにもできた」と言えるためには、その人は、法則が妥当するのを一時的に停止できたか、あるいは過去の一部を変えることができたのでなければなるまい。果たして、そのようなことをまともに考えるだろうか。

5. 過去もしくは法則を変える能力？

こうなると、代替的選択の可能性を、条件法で分析することにかんしても、漆黒に近い暗雲が立ち込めてこよう。古典的な両立可能論によれば、実際にpのときに、それとは違ってqを生じさせることも可能だったという命題は、「もし…する気になっていたなら、していたであろう」という反事実的条件法によって分析できる、とされてきた。しかし肝心の「…する気になる」ということが、たんに事実はそうでなかったというのではなく、そもそも不可能なのだから、件の条件文は、反事実的条件法を乗り越えて、“反可能的条件法”つまり“不可能なことが可能だとしたら”という、**不可能な条件文**でしかあるまい。では、不可能な文によってのみ分

析しうる命題が、いかにして確たるまともな内容をもちうるのだろうか。

見られるように、帰結論法は、条件法分析による古典的な両立可能論にたいして極めて厳しい難題をつきつけている。実際、両立可能論に立つある哲学者たちは帰結論法の否定しがたいことを認めて、条件法による代替的選択の可能性の分析をあきらめ、そのうえで先にふれたフランクファートの思考実験に依拠し、代替的選択の可能性を、行為に責任を有する条件としての自由から切り離す、という戦略をとった⁸。しかしながら、両立可能論者がすべて帰結論法に納得したわけではない。ここでは両立可能論からの反論を逐一考察する余裕はないので、ごく大まかに争点の所在だけを確認するにとどめたい。

前節でのあらあらの確認においてすでに見てとられたように、帰結論法の眼目は、広義の傾向性の延長としての、したがって条件法で分析されてしかるべき「能力」の概念と、因果決定論で問題となる様相概念としての「可能性」との関係である。したがって、専らこの関係にそくして帰結論法の推論を大雑把に確認してみよう。

すると、まず問題になるのは、「規則アルファ・規則ベータ」という二つの推論規則である。「規則アルファ」は、必然性と能力との関係、すなわち必然的に生じる事態にかんする行為者の能力にかかわる。それに対して「規則ベータ」は、能力の及ばぬことからの帰結にかんする・行為者の能力にかかわる。

したがって、もっとも原理的な反発としては、「必然・可能」という様相概念と、「できる・できない」という能力の概念を、同列に、いわば同一の論理平面で重ねて推論することを認めない、という戦略もありうるかもしれない⁹。しかし、いまの私には確たることは言えないが、この戦略を採用したならば、標準的な様相論理との軋轢は避けがたいであろうし、因果概念のかなり制限された解釈が必要になるなど、相当のコストが求められるのではあるまいか。その限りでは、まずは「規則アルファ」は認め

ざるをえまい。するとつぎに問われるのは「規則ベータ」であるが、この、「不可避性の伝染」とも呼ばれる推論規則は、形のうえでは変哲もないモードゥス・ポネンス（いわゆる三段論法）に見えるけれども、能力の行使の事実と整合的にするにはさらなる限定が必要だ、という批判もありえよう。

しかし、具体的な考察をすべて端折ったうえでの話ではあるが、様相と能力を改めてどう概念化し、規則アルファ・ベータをどう制限するにせよ、帰結論法が示したこと、すなわち、

決定論が真ならば、“他のようにもできた”ということは、過去と法則が現実とは違っていることを含意する

ということ自体は否定できまい¹⁰。そうすると両立可能論者が示さねばならないのは、「過去と法則が、現実とは違っている」ということについての、説得力ある解釈である。もちろん、この解釈は、規則アルファ・ベータの解釈と連動して、さまざまに多様でありうる。しかし、目下 管見にふれた限りで言うならば、そうした解釈の多くは、なお能力の条件法的分析の圏内にあるように見受けられる¹¹。

しかし、そうなる、本節冒頭で見たことが重くのしかかってこよう。繰り返せば、ここでの条件法の前件は、たんに事実とは違うというのではなく、不可能な事態なのである。したがって、一切の様相論理的な検討を省いて語るのだが、「もし、する気になったなら」という前件を語るときには、「かつ、その気になることもできたのだが」と加えねばならない。しかし、そうなる、「することもできた」という代替的選択の可能性を分析する項自身のなかに、当の「することもできた」という言い方が登場し、それを分析するために、さらなる「することもできた」が入れ子型に組み込まれてくる。すなわち、ケイン（Kane, R.）がすでに明瞭に指摘したように¹²、条件法的分析は、あからさまな無限退行を余儀なくされる¹³。これは、まさしく古典的な行為の意志作用説（volitional theory of action）が

見舞われたのと同じく手痛い事態であろう。

もちろん、だからといって、帰結論法は完璧だということにはならないし、条件法分析を駆使して帰結論法に反論できない、ということにもならない。しかし、代替的選択の可能性の条件法分析の延長上で、帰結論法を斥けるのがかなり困難だということは否めまい。さればこそ少なからぬ両立論者は、先にもふれたように、代替的選択の可能性を自由の条件から切断し、「準両立可能論」を提唱するに到ったのだった。では、こうした事態をうけて、どう考えたらいいのだろう。もちろん、考えるべきことは単一ではないし、単一の領域に完結する事柄でもない。しかし、ここでは冒頭でとりあげた、「未来が実践的に開かれている」ことに照準を向けつつ代替的選択の否定について少しだけ考えてみたい。

6. 他のようにはできないが自由である…「準両立可能論」

朝目覚めたとき、すぐ起きることもできるし・もう少し横になっていることもできる。そのどちらになるかは自分次第だ…。このように未来が「実践的に開かれている」ことは、冒頭でも述べたように、われわれの実践の事実であり、行為者性にとって構成的な事実である。この事実を認め、引き受けざるをえないからこそ、われわれは、どうするのがいいのか・どうする理由があり・どれを差し控える理由があるのかを、熟慮する。冒頭でも述べたように、極限的な特殊事例やSF的思考実験ならいざ知らず、のべつ、なんの熟慮もなく文字通り“成るように成るだけ”という在り方は、およそ行為者であることとは相容れない。行為者とは、あくまで実践的に開かれた未来を前にして、熟慮し選択する主体に他ならない。

そうであるからには、事ここにまで到った以上、決定論を斥けて考えるべきではなからうか。もちろん、たんに決定論を斥けるだけならば、すべ

てはランダムだということになって、熟慮も選択もまた霧消しよう。それはちょうど当のヴァン・インワゲンが「‘マインド’論法 (*Mind Argument*)」とも呼ぶ一連の論考で描いたように、である¹⁴。しかし、決定論を斥けるということは、すべてはランダムだと決めてかかることと同じではない。

そもそも因果的決定論とは、さまざまな自然現象のうち、たかだか熱力学的な平衡にある秩序にかんして成り立つにすぎず、平衡から離れた状態での自己組織システムの状態遷移にかんしては成り立たない¹⁵。しかし、この問題について再確認したうえで自己組織システムの相転移と心的システムにおける決断について論じるには相当の紙数が必要なので、ここでは棚上げする¹⁶。ここで考えてみたいのは、こうである。帰結論法を受け入れたうえで、決定論をなおも奉じるとしたら、未来は実践的に開かれている（未決である）という肝腎の経験は、どう説明されるだろうか。

まず考えられるのは、すでに触れたように、“他のようにもできる”という代替的選択の可能性を、自由であるための条件から切り離すこと、すなわち「準両立可能論 (*semi-compatibilism*)」の戦略であろう。80年代半ば以降の盛行からもうかがえるように、この戦略は、決定論を認めたくなくても確保できるものを固めようとする点で、相応の説得力を有している。しかしながら、この戦略、先に“ロックのデーモン”と勝手に名付けたものの延長上にあることは否みがたい。極端に煮詰めて言うてしまうなら、こうである。物理的拘束や身体のマヒといった束縛がなく、正常な随意運動がおこることが、彼らの用語では「理由に反応しうる (*reason-responsive* 理由可感的)・動作の「ガイダンス・コントロール」の保持と呼ばれ¹⁷、それさえあれば、ひとは自分がしたいと思ったことをしており、したがって責任を問われて然るべきである。ロックの事例で言えば、施錠された部屋の外へ出ようという気にならないかぎり、幽閉された人の自由は損なわれていないことになるが、因果的に決まるといえることが、当の「その気に

ならない」ことを担保してくれる、というのである。

繰り返せば、これは、かなりスマートな議論であり相応の説得力を有している。とりわけ、決定論と自由の両立可能性という問題の根が、行為の責任の帰属にあったことを考えるなら、責任の帰属という倫理的論題を、決定論という形而上学的問題から切断してもつばら規範的地平で考えることを可能にした、と評価できるのかもしれない。しかし同時に他方では、帰責の条件を、もつばら「理由に可感的」な随意性に求めたがゆえに、当の“したいと思う”ことの生成をめぐって、議論が錯綜せざるをえなくなったことも無視できまい。これらの諸論点をきちんと詰めていくことは、とりわけ倫理的考察にとっては重要になってこよう。

しかし最終的にどういう評価をくだすにせよ、もっとも肝要な論題は、未来が「実践的に開かれている（未決である）」という経験であり、この経験の理解である。見てきたように「準両立可能論」は、因果的な決定論が真であるならば代替的選択は不可能だ、と認めたくえて議論を進める。では、未来が実践的に開かれているという経験は、どのように説明されるのだろうか。しかし、それを問う前に、そもそも「準両立可能論」の議論において代替的選択の可能性は本当に排除されているだろうか。

「準両立可能論」にあつては、決定されるのと違う行為への意欲が生じそうになっても、そうした意欲の生成は阻止される、と想定されている。なるほど、こう想定するのは、決定論が真であるとしたときの帰結論法を認めたがゆえであろう。しかし、そもそも違う行為への意欲が生成しうるということ自体が、“他のようにもできる”という代替的選択の可能性を意味するのではなからうか。これは、代替的選択の可能性が、場所を変えて微かに現れてくるという意味で、当の論者自身によって「自由の閃き (flicker of freedom)」と呼ばれた問題である¹⁸。

この「自由の閃き」は、脳技術者による干渉という、「準両立可能論」が当初想定していた事態では、明らかに代替的選択の可能性を意味しよう¹⁹。

というのも、外部からの干渉がなかったなら異なる意欲が生成しうるが、その意欲の生成が阻止されるので代替的選択は不可能だ、とされているからである。では違う行為への意欲の生成の萌芽が、外部からの干渉でなく、当人内部での因果連鎖によって消滅させられるのなら、そうした萌芽の発生は、代替的選択とは無縁なのだろうか。なるほど、そのようにも思われる。しかし、もしそうだとしたら、話は多少厄介なことにもなる。

その場合にはまず、外的干渉という想定下でのフランクファートの思考実験をもって、因果的決定による代替的選択の不可能性の典型事例とすることはできまい。のみならず仮に、異なる意欲への萌芽の生成は、当人の内部での因果連鎖によるのなら代替的選択の可能性を含意しない、と言えるとしても、なお厄介な問題が残ろう。すなわち、当人自身があれこれ熟慮するときには、心理的・生理的にさまざまな因子が働きあって状態が遷移していくが、そのつどの遷移が「外的な」干渉によるのか否かを、どう区別できるのだろうか。ごく卑近な例だけをあげれば、洗脳の後遺症や深刻なトラウマのフラッシュバック等々といった因子が働いてもいるとき、どういう条件をみたしていれば本人にとって内生的な熟慮と言えるのか、といった問題はかなり厄介なはずである²⁰。もしこの識別が流動的ななら、因果連鎖による選択圧と外的干渉を区別することも怪しくなりかねまい。

このように「準両立可能論」も、あるところで代替的選択の可能性を前提していないかと疑いうるが、仮に、内発的な因果的決定にかんしては、代替的選択の可能性はすべて排除されたとしてみよう。しかし仮にそうだとすると、「実践的に開かれた（未決の）未来」という経験について、決定論を前提としつつ、しかし古典的な両立可能論によるのとは違った仕方でも説明されねばならないが、これが十分に説明されてはいない。少なくともそうであるかぎり、自由論としては、「準両立可能論」にはなお空白が残ろう。この点にかんしては、またこの点のみにかぎれば、たとえば「哲学的倫理学が形而上学から離れて行った」というヴァルガス (Vargas, M.)

不満にも理由がないわけではない²¹。

むすびに代えて——認知的な非決定性への還元？

未来の実践的な未決性という経験は、われわれの生にとって根源的であり、ひとが行為者であることにとって構成的な事実である。この開かれた（未決の）未来という経験も、古典的両立可能論においては、事態の代替的可能性が条件法によって分析されたがゆえに、決定論との軋みを響かせずにすむようにもみえた。しかし帰結論法によって、その軋みが否応なく露わになった後、未来がそのように経験されるということは、決定論のもとでどう説明されうるだろうか。条件法分析をさらに洗練させれば、この経験を説明できる、とは両立論者も未だ示していないし、準両立論者の側もそれとは別の説明を未だ提示していない。少なくとも、そのように見受けられる。

では一般に、因果的決定論を奉じる論者は、未来の実践的未決性の経験をどう説明してきただろうか。もっとも単純かつ明瞭な説明は、“因果的に決まっているのだが、どう決まっているかは我々には分からない”というものであった。未来については**未知ゆえ**に、未決であるかのように経験される、というのである。決定論を奉じる両立可能論者の多くは、こう説明してきたし、現代の「準両立可能論」の代表的論客フィッシャーもこうした説明を示唆している²²。

しかし、これでは説明としては、やはり心許ない。ここではただ一点を指摘するにとどめるが、たんにわれわれの側の未知に起因するだけなら、未決という経験は、認知的な不確定性にとどまる。そこには、1. 相反する二つの事態のいずれもが実際に可能だ、ということも含まれないし、いわんや、2. そのどちらになるかは“本人次第”だということも含まれていない。しかし、われわれが経験しているのは、冒頭で記したように、右

の1. 2. からなる「実践的な未決性」であって、たんに未来の認知的な不確定性ではない。よって、それはたんに無知だけによっては説明されがたい。

では、あくまで認知的な予知の地平にとどまって、つまり存在論的な未決性にまで踏み込まないで、なお未来の実践的な未決性を説明できるだろうか。こう問うと、われわれはヴェルマン (Velleman, D.) のかなり手練手管を弄した議論に思い当たる²³。彼は意図の表明と自己成就予言との類似性に注目したアンスコム(Anscombe)の議論を発展させて、こう主張する。決断とは、自己成就 (self-fulfilling) 予言のひとつであり、自己成就的であるがゆえに相反する複数の予言をすることが認識論的に可能である。しかるにわれわれは、この認識論的な自由を、形而上学的な自由と取り違えているのだ云々。

彼のこの議論には、改めて検討するに値する論点も多々含まれてはいるが、その基本的な主張にかんしては、やはり無理だと言わざるをえまい。詳論は後に譲り、ここでは大きな論点のみを予示するにとどめるが、まず、予告の自己成就とは、あくまで聞き手の受け止め方に依存する間人格的・コミュニケーティブな現象であって、それをそのまま人格内的な経験に適用することはできないし、より根本的には、未来についての信念形成と、自分の行為についての決断を同化してしまうのは、許容しがたい概念的暴力の行使であろう。

それでは、未来の実践的な未決性というわれわれの経験は、結局は認識論的にも説明のつかない、所詮は幻想でしかない、ということになるのだろうか。なるほど、瞑想的悟りといった話であれば、「幻想」だという断言も、例えば「諸法無我」「涅槃寂靜」などと同様に語りうるのかもしれない。しかし、それが哲学的考察の目指すべき方途とは思えないし、いわんや科学的世界描写との整合性を求める唯一の王道とも思えない。少なくとも「科学的描写」という錦旗の権威を借りて、未来の実践的未決性とい

う経験を幻想と切り捨てておきながら、しかし実践的には「有用な幻想」として保持をすすめる、といったやり口が誠実な思索だとは言い難かろう。

哲学的思考の結果、「幻想」と断じうるかもしれないとしたら、未来の実践的な未決性は、実践推論が可能なための、あるいは行為そのものが可能なための超越論的条件であることが示されたあとであろう。そのためには、あたかもデカルトの「コギト（我思う）」は、有意味な思考が可能なための「思考の形式」であることが、カント的な意味での「演繹」（概念使用の正当化）をへて示されたように、「我選ぶ」が有意味な行為の超越論的条件であることが示されねばなるまい²⁴。

しかし、カントがこうした戦略を頼まざるをえなかったのは、時あたかもラプラス的な因果決定論の覇権に抗いがたかったからでもある。しかし今では6節の冒頭で見たように、そうした因果的決定論は、平衡状態での秩序という全自然現象のうちの僅かな圏域で成り立つにすぎない。少なくとも、そう考える余地がある。そうである限り、むしろ決定論が真であること、したがって原理的には一切が予言可能・溯言可能であることをア prioriに前提として問を立てること自体に戻って、改めて考え直す必要がある。（この章、完）

- 1 Locke, J., *An Essay concerning Human Understanding*, 1689(1975) 邦訳『人間知性論』、II. 21. 10。
- 2 Frankfurt, H. "Alternative Possibilities and Moral Responsibility" 1969, rep. in his *The Importance of What We Care*, Cambridge U. P. 1988.
- 3 Moore, G. E. "Free Will", in his *Ethics*, Oxford U. P., 1912. それ以後の基本動向にかんしては、Beroffsky, B. "Ifs, Cans, and Free Will: The Issues", in Kane, R. (ed.) *The Oxford Handbook of Free Will*, Oxford U.P., 2002. などを参照。
- 4 Austin, J. L. "Ifs and Cans", 1959, rep. in his *Philosophical Papers*, Oxford U. P., 1961.
- 5 van Inwagen, P., *An Essay on Free Will*, Oxford U. P., 1983, ch. 3.
- 6 van Inwagen, op. cit. p. 5
- 7 van Inwagen, op. cit. p. 93-96。この簡約な要約としては、例えば Nelkin, D. K., "The

- Consequence Argument and the Mind Argument”, in Russell, P. & Deery, O. (eds.) *The Philosophy of Free Will*, Oxford, 2006などを参照。
- 8 最も典型的かつ記念碑的には、Fischer, J. M. & Ravizza, M. (eds.); *Perspectives on Moral Responsibility*, Cornell U. P., 1993の長い序論、およびFischer, J. M., *The Metaphysic of Free Will*, Blackwell, 1994, ch.7を見られたい。
- 9 論理的様相と自然的（物理的）様相を区別しているのだから、後者をさらに「因果的な様相」といわゆる「実践的様相（practical modality）」に区別できるのかもしれないが、そうすることは却って因果的「決定」の概念を弱めることになるのではあるまいか。
- 10 両立可能論者のKapitan, T.も「その能力の行使には先行する奇蹟か、変更された過去が必要となるような能力を、行為者が有していることを認めねばならない」と認めている。“A Master Argument for Incompatibilism”, in Kane, R. (ed.) *The Oxford Handbook of Free Will*, Oxford U. P. 2005, p. 139.
- 11 「多くの両立論者は」、「ことばでなく、霊（考え方）において」いまなお条件法分析を信じている、とKane, R.も指摘している。Kane, R. (ed.) *The Oxford Handbook of Free Will*, Oxford, 2002, p. 15.
- 12 Kane, R. *A Contemporary Introduction to Free Will*, Oxford U. P. 2005, p. 30.
- 13 お馴染みの可能世界意味論を援用して言うなら、通常の反事実的条件文ならば、その前件が真となる可能世界において、後件も真となる世界があると言えばすむが、問題の条件文にあっては、そもそも不可能なことが前件となっているのだから、それだけでは済まず、可能世界全体の集合じしんを、いわば階層化せざるをえまい。無限退行は、こうした不毛な事情の直截な反映でもあろう。
- 14 van Inwagen, op. cit. ch.5. van Inwagen, “Free Will Remains A Mystery”, in Kane, R. (ed.) *The Oxford Handbook of Free Will*, Oxford U. P. 2005, p. 167-195.
- 15 簡便には、大庭健『他者とは誰のことか』勁草書房、1989、とくに196頁以下、254頁以下など。
- 16 目下の推論の一端のみについては、大庭健『責任って何』、講談社現代新書、2005、とくに67頁以下。
- 17 「理由への感受性」にかんして導入的にはFischer & Ravizza, op. cit. p. 29-32. 「ガイダンス・コントロール」にかんしては、Fischer, op. cit. ch. 7 参照。日本語で読める詳細な解説としては成田和信『行為と責任』勁草書房、2004を見られたい。
- 18 典型的には、Fischer, op. cit. ch. 7. P. 134-147.
- 19 フィッシャーは、自由の閃きの四つのヴァージョンを検討して、それらば代替的選択を意味することを否定している。Fischer op. cit. p. 140-146.
- 20 例えば、自由意志否定論者の一人であるPereboomは、「理由への感受性」にもとづく「ガイダンス・コントロール」として詳論される自律性自体が操作の対象たりうることを指摘している。

- 21 Vargas, M. “The Revisionist Turn: A Brief History on Recent Work on Free Will”, in Aguilar, J. H. , Buckareff, A. A. and Frankish K. (eds.) *New Waves in Philosophy of Action*, Palgrave Macmillan, 2011, p. 146
- 22 Fischer, J. M. “Free Will and Moral Responsibility”, in Copp, D. (ed.) *The Oxford Handbook in Contemporary Philosophy*, Oxford U. U., 2006, p. 330-331.
- 23 Velleman, D. “Epistemic Freedom”, rep. in his *The Possibility of Practical Reason*, Oxford U.U., 2000.
- 24 モラン (Moran, R.) は、*Authority and Estrangement*, Princeton U. P., 2002において一人称の心的公言の行為者性を強調しているが、カント的統覚の行為者性については、Ohba, T. “Self-Knowledge and Moral Agency”, *Philosophia OSAKA*, No. 5, 2010.